

令和7年度穴生ドーム膜構造部点検業務公募説明書

1 当該公募の趣旨

本業務については、一般的な建築物にはないサスペンション膜構造という特殊な構造をもつ穴生ドームの屋根部分の点検を行う。本業務の成果を得るためにには、下記のことが不可欠となる。

- ①点検を行うには、一般的な建築物の点検と違い、膜構造建築物に対する専門的な知識が必要である。
- ②市内に同じ形状の膜構造建築物はなく、適切な点検を行うには、本建物の屋根構造に精通していることが必要である。
- ③本業務内容の各点検は、それぞれが密接に関連しており、点検結果について適切な判断等するためには、膜構造建築物に対する知識を有し、本建物の屋根構造に精通していることが必要である。

以上のことから、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札を実施する予定である。

2 業務概要

- (1) 業務名 令和7年度穴生ドーム膜構造部点検業務
- (2) 業務の詳細な説明 穴生ドームの膜構造部の点検（別紙仕様書のとおり）

3 応募要件

(1) 基本的要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- ウ 有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内であること。
- エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 手続き等

(1) 契約担当課（問い合わせ先）

住所 北九州市小倉北区城内 1番 1号

担当課名 北九州市保健福祉局長寿推進部長寿社会対策課

電話番号 093-582-2407 FAX番号 093-582-2095

(2) 説明書に対する質問受付及び回答

ア 受付期間

令和7年12月16日から令和8年1月6日まで（閉庁日を除く。）の毎日、
8時30分から17時15分まで

イ 受付担当課

（1）同じ。

ウ 回答

受付担当課から回答する。

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和7年12月16日から令和8年1月6日まで（閉庁日を除く。）の毎日、
8時30分から17時15分まで

イ 提出場所

（1）同じ。

ウ 提出方法

応募者は、別紙「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

エ 参加意思確認書記載上の留意事項等

(4) その他

ア 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、その後到達しても参加意思確認書の提出を無効とする。

イ 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加意思確認書及びその関係書類は返却しない。

エ 提出された参加意思確認書は、審査以外提出者に無断で使用しない。

オ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。

カ 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

キ 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務委託の指名競争入札又は企画競争を中止する場合がある。

ク 参加意思確認書を提出した者に対し、審査結果を通知する。

ケ クの通知で、応募要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、北九州市保健福祉局長寿社会対策課長に対して、応募要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

